

法律（健康増進法）の改正により、
受動喫煙防止対策を講じることが
義務付けられます。（罰則が適用されることがあります。）



健康長寿のまち・京都



受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止の一層の推進を図るため、**令和2年4月1日**から、改正「健康増進法」（以下、「法律」といいます。）が施行されます。

バスやタクシー等の車両を管理する立場にある人（管理権原者等）は、受動喫煙を防ぐために、法律に基づき、車両に関して適切に措置を講じていただく義務があります。

「受動喫煙ゼロ」に向けて、皆様の御理解と御協力をよろしく
お願いします。



